

宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託

(2) 業務の目的

「宇部市都市計画マスタープラン」は、都市の将来像や土地利用、都市施設などの整備方針を定めた都市計画の総合的な指針となるもので、平成 28 年 3 月に改定を行いました。

また、平成 31 年 3 月には「宇部市立地適正化計画」を策定し、利便性の高い集約型のまち“多極ネットワーク型コンパクトシティ”への転換と、誰もが安心して生活できる“地域支え合い包括ケアシステム”の強化を図り、地域共生のまちづくりを進めています。

しかしながら、近年の少子高齢化や生活スタイルの変化、災害の激甚化など、地域経済や本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に、防災・減災に関する指針である「防災指針」を位置付けることが求められています。

このような状況のもと、現行の「宇部市都市計画マスタープラン」と「宇部市立地適正化計画」が令和 7 年度に目標年次を迎えることから、両計画を一体的に改定することを本業務の目的とします。

(3) 業務内容

別紙「宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務仕様書」のとおり

(4) 限度額

提案額の上限 17,500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

- 令和 6 年度業務費上限額 7,200 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 令和 7 年度業務費上限額 10,300 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

本業務は 2 ヶ年で実施します。

別紙「年度別業務計画（参考）」のとおり

(5) 成果品

本業務の成果品は次のとおりとします。

- ① 実施報告書 2 部
- ② 電子データ 一式
- ③ その他「仕様書」のとおり

(6) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

(7) その他

本業務において、主たる部分の再委託は認めません。

2. スケジュール

(1) 公募開始	令和6年6月12日(水)
(2) 質問書(参加表明書)の提出期限	令和6年6月18日(火)
(3) 質問書に対する回答	令和6年6月21日(金)
(4) 参加表明書提出期限	令和6年6月27日(木)
(5) 選定通知	令和6年7月2日(火)
(6) 質問書(技術提案書)の提出期限	令和6年7月9日(火)
(7) 質問書に対する回答	令和6年7月12日(金)
(8) 技術提案書の提出期限	令和6年7月24日(水)
(9) ヒアリング審査予定	令和6年7月31日(水)
(10) 特定・非特定通知予定	令和6年8月19日(月)までに通知

3. 提案書の提出者に要求される資格要件

下記の(1)～(10)の全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 参加表明書提出時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 本公募日から契約締結の日まで、宇部市からの指名停止の措置を受けていない、又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- (6) 租税を滞納していないこと
- (7) 本市での競争入札参加資格を有すること
- (8) 建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」の登録があること
- (9) 下記に示される同種又は類似業務について、平成26年度以降令和5年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において1件以上の実績を有すること
 - 同種業務：市町村都市計画マスタープラン策定又は改定業務
 - 同種業務：立地適正化計画策定又は改定業務
 - 類似業務：都市計画区域マスタープラン策定又は改定業務
 - 類似業務：土地利用に関する計画策定又は改定業務
- (10) 管理技術者及び照査技術者は、①かつ②の条件を満たす者、担当技術者は、下記の①又は②の条件を満たす者とします。
 - ① 下記のいずれかの資格を有する者
 - (ア) 技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - (イ) 技術士（建設部門 都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
 - (ウ) RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ② 下記に示される同種又は類似業務について、平成26年度以降令和5年度末までに完了した「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した業務において以下に記載する同種・類似業務の実績を1件以上有す者

- 同種業務：市町村都市計画マスタープラン策定又は改定業務
- 同種業務：立地適正化計画策定又は改定業務
- 類似業務：都市計画区域マスタープラン策定又は改定業務
- 類似業務：土地利用に関する計画策定又は改定業務

4. 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

- ① 配布された様式（様式 1～様式 7）を基に作成を行うものとし、文字サイズは 10 ポイント以上とします。
- ② 提出部数は 7 部とします。

(2) 関連提出資料

- ① その業務を担当したこと及び業務内容が同種・類似にあたることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書、テクリス等の該当部分の写し
- ② 配置技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）
- ③ 滞納がないことを証する証明 ※市内に営業所を有する事業者のみ
- ④ 未納がないことを証する証明（その 3 の 3）（国税）

（留意事項）

証明書についてはすべて写し可で、発行から 3 か月以内のものとしします。

(3) 提出期限、場所及び方法

- ① 期限：令和 6 年 6 月 27 日（木）午後 5 時必着
- ② 場所：P8 記載の担当窓口
- ③ 方法：持参、郵送（書留郵便に限る）、あるいは電子メールによる。

(4) 選定・非選定通知

- ① 技術提案書の提出者として選定した者にはその旨を、選定されなかった者には、選定されなかった旨とその理由を通知します。
- ② 非選定通知を受け取った者は、通知をした日の翌日から起算して 3 日（休日を含めない）以内に、書面を持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより、説明を求めることができます。回答は、書面により行います。

5. 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案を求めるテーマ

【テーマ1】多極ネットワーク型コンパクトシティを目指す既計画（宇部市都市計画マスタープラン及び宇部市立地適正化計画）を改定するにあたり、重要視する事項について

【テーマ2】防災指針の作成に関して、重要視する事項について

(2) 技術提案書の評価方法

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価のウエイトは以下のとおりとします。なお、評価項目「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「評価テーマに対する技術提案」は、ヒアリングを通じた評価を反映し、評価します。

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
	判断基準		
参加表明者（企業の経験及び能力）	業務経験	業務実績 (様式4) 平成26年度以降令和5年度末までに完了した同種・類似業務実績を下記のとおり評価する。 ● 同種業務の実績がある（1件5ポイント） ● 類似業務の実績がある（1件3ポイント） なお、記載する業務は、3件までとします。	15
管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格 (様式2) 以下の項目で評価する。 ① ・技術士：総合技術監理部門（建設部門 関連科目） ・技術士：（建設部門 都市及び地方計画） ② ・RCCM（都市計画及び地方計画） なお、当該資格を保有していることを証明する書類を添付すること。	①10 ②5
	業務経験	業務実績 (様式2) (様式3) 平成26年度以降令和5年度末までに完了した同種又は類似業務等の実績を下記の項目で評価する。 ● 同種業務の実績がある（1件5ポイント） ● 類似業務の実績がある（1件3ポイント） なお、記載する業務は、3件までとします。	15
程計画・実施方針・実施フロー・その他（様式9）	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5
	その他	業務に関する知識、有益な代替案又は重要事項の指定がある場合に優位に評価する。	5

案 評価 テーマ に対する 技術提 案 (様式 10)	的確性	宇部市の地形、環境、地域特性など条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	10
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
	実現性	提案内容に説得力があり、実現性が高い場合に優位に評価する。	10
		提案内容を裏付ける類似実績の明示がある場合に優位に評価する。	5
見積 参考	参考見積もりの妥当性	提案した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない
合計			100

6. 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではありません。本要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合がありますので注意してください。

② 業務の実施方針等（様式 9）

計画策定業務全体を行うものとして実施方針、実施フロー、工程計画その他の記載をしてください。記載にあたっては、A4 判片面 1 枚以内で簡潔に記載してください。

③ 評価のテーマ（様式 10）

本書の P4 に示したテーマに対する取り組み方法を具体的に、各テーマ A4 判片面 1 枚以内で記載してください。その記載にあたっては、概念図、出典が明示できる図表、既往成果、現地写真等を用いることは支障ありませんが、本件のために作成した CG、詳細図面等を用いることは認めません。

④ 参考見積

業務規模を確認するため、参考見積（令和 6 年度分、及び令和 7 年度分）を添付してください。様式は任意とします。

(2) 作成方法

配布された様式（様式 8～様式 11）を基に作成を行うものとし、文字サイズは 10 ポイント以上とします。なお、技術提案書は白黒印刷で提出してください。

(3) 提出期限、場所及び方法

① 提出期限：令和 6 年 7 月 24 日（水） 午後 5 時必着

② 場所：P8 記載の担当窓口

③ 方法：持参、郵送（書留郵便に限る）で 7 部

(4) ヒアリング

① 場所：宇部市役所

② 実施日時：令和 6 年 7 月 31 日（水）（予定） 時間は後日連絡します。

③ 実施方法：

- ・プレゼンテーションを 20 分、質疑応答を 10 分程度とします。
- ・提出した企画提案書等の範囲を逸脱したプレゼンテーションは認めません。（質疑応答を除く）
- ・P4、P5 の評価項目について質疑応答を行います。
- ・当日の追加資料の提出、提示及びプレゼンテーション用ソフトを使用した説明は認めません。

④ 出席者：管理技術者（担当技術者）を含む 3 名以内

(5) 受託候補者の決定

最も高い得点者を第 1 優先交渉権者、次点を次点交渉権者として受託候補者とします。

なお、総合評価点が同点で優劣がつかないときは、見積価格の低い事業者を第 1 優先交渉権者とします。

(6) 特定・非特定通知

- ① 技術提案書を提出した者の中から、第1優先交渉権者を特定します。技術提案書を特定した者にはその旨を、特定されなかった者には、特定されなかった旨とその理由を通知します。
- ② 非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより非特定理由について説明を求められます。回答は書面により行います。

7. 契約の締結

- (1) 第1優先交渉権者と本業務の契約締結交渉を行うものとし、選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務仕様書として採用することを想定していますが、協議調整の上、決定します。この場合に、市は必要に応じて第1優先交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。
- (2) 第1優先交渉権者と協議が整わない場合や、第1優先交渉権者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点交渉権者と契約締結の交渉を行うものとし、
- (3) 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行います。

8. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付期間

① 参加表明書に係る質問

令和6年6月13日（木）から令和6年6月18日（火） 午前9時から午後5時まで（土日、祝日は除く）

② 技術提案書に係る質問

令和6年7月3日（水）から令和6年7月9日（火） 午前9時から午後5時まで（土日、祝日は除く）

(2) 場所：P8記載の担当窓口

(3) 方法：質問は、文書（様式自由、A4判）にて提出してください。ただし、電子メールの場合は、必ず電話にて受信確認してください。

(4) 回答：P2記載の回答期限までに、参加表明書及び技術提案書の各提出者全員に電子メールにより行います。

9. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者として非選定通知書を受け取った者は、技術提案書を提出できないものとし、
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効にします。
- (5) 提出された参加表明書は返却しません。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に無断で使用しません。
- (6) 特定されなかった技術提案書は、裁断処分します。なお、返却を希望する場合はその旨を提出の際に申し出てください。

- (7) 特定された技術提案書は、個人情報の保護に関する法律において、実施機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (8) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差替え及び再提出は認めません。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置技術者は、原則として変更できません。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上のものであると発注者の了解を得なければなりません。
- (9) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。
- ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 技術提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - エ ヒアリングに参加しなかった場合
 - オ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (10) 書類提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに P8 記載の担当窓口にご連絡するとともに、書面（様式 12）により申し出てください。

10. 担当窓口

宇部市 都市政策部 都市計画課 都市計画係

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

TEL : 0836-34-8465

FAX : 0836-22-6049

Mail : toshisei@city.ube.yamaguchi.jp

参加表明書

業務名 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託
履行期間 令和 8 年 3 月 13 日まで

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について関心がありますので、技術資料を提出します。

令和 年 月 日

宇部市長 様

提出者
住所
TEL
FAX
会社名
代表者職名 氏名

作成者
担当部署
氏名
TEL
FAX
Mail

管理技術者の経歴

① 氏名		② 生年月日	
③ 所属・役職			
④ 保有資格 当該資格を保有していることを証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること 技術士（部門： 科目： 登録番号： 登録年月日： ） RCCM（部門： 登録番号： 登録年月日： ）			
⑤ 同種又は類似業務経歴（3件まで） その業務を担当したこと及び業務内容が同種・類似にあたることを証明する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書、テクリス等の該当部分の写し等を添付すること			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
	テクリス登録番号		
	テクリス登録番号		
	テクリス登録番号		

注1：業務分類には、「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する

注2：⑤に記載した同種又は類似業務経歴の詳細について、様式3の技術者の同種又は類似経歴に記載すること

管理技術者の同種又は類似経歴

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
業務の特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注 1：本様式は業務実績ごとに作成すること（最大 3 件まで）

注 2：業務分類には、「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること

注 3：業務の概要及び業務の特徴については、具体的に記載すること

注 4：業務の概要には「管理」、「照査」、「担当」の別のいずれかを記載すること

注 5：その業務を担当したこと及び業務内容が同種・類似にあたることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書、テクリス等の当該部分の写し等を添付すること

注 6：本様式に記載する業務は、様式 2⑤に記載した同種又は類似経歴と同一の業務を記載すること

企業の平成 26 年度以降令和 5 年度末までに完了した同種又は類似業務実績

会社概要

[会社名] :

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の特徴	

注 1 : 本様式は業務実績ごとに作成すること (最大 3 件まで)

注 2 : 業務分類には、「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載すること

注 3 : 様式 2⑤に記載した技術者の同種又は類似業務を重複して記載できる

注 4 : その業務を担当したこと及び業務内容が同種・類似にあたることを証する契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書、テクリス等の該当部分の写し等を添付すること

建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況

建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況

登 録 部 門：都市計画及び地方計画部門

登 録 年 月 日：

登 録 番 号：

業務実施体制

	技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者	(1)		
	(2)		
	(3)		

注1：氏名にはふりがなをふること

注2：所属・役職については、技術提案書の提案者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること

暴力団排除に関する誓約書

住 所

会 社 名

代表者職名 氏名

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領別表第 1 2 号から第 1 8 号までに示す事項について、該当しないこと及び契約後において該当する行為を行わないことを誓約します。

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領別表抜粋

(暴力団排除)

- 12 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 13 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 14 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- 15 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 16 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 17 本市と締結した物品の調達等又は業務委託の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。
- 18 本市と締結した物品の調達等又は業務委託の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機械等の借入れ又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

第 1 2 号から第 1 6 号までの規定中「役員等」とあるのは「参加者、参加者の役員及びその支店又は営業所（本プロポーザルに係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第 1 2 号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「参加者の経営に事実上参加している者」と、第 1 4 号中「使用人」とあるのは「参加者の使用人」と読み替えるものとする

技術提案書

業務名 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託
履行期間 令和 8 年 3 月 13 日まで

標記業務について、技術提案書を提出します。

令和 年 月 日

宇部市長 様

提出者

住所

TEL

FAX

会社名

代表者職名 氏名

作成者

担当部署

氏名

TEL

FAX

Mail

・業務全体の実施方針

・業務全体の実施フロー

--

・業務全体の工程計画

検討項目	業務工程				備考
	令和 6 年度		令和 7 年度		

注 1：本様式は A4 判片面 1 枚で業務の実施方針、業務実施フローチャート、工程計画※1について簡潔に記載する

注 2：業務の実施方針には、再委託を含む業務実施体制についても記載すること。再委託を含む場合は、様式 11 を提出すること。

注 3：文字サイズは、10 ポイント以上とすること

注 4：※1 作成にあたっては、計画改定業務全体を行うものとして記載すること

評価テーマに対する技術提案

テーマ1：多極ネットワーク型コンパクトシティを目指す既計画（宇部市都市計画マスタープラン及び宇部市立地適正化計画）を改定するにあたり、重要視する事項について

注1：本様式は A4 判片面 1 枚以内で、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。曖昧な表現の場合は評価しない

注2：文字サイズは、10 ポイント以上とすること

注3：作成にあたっては、計画改定業務全体を行うものとして記載すること

評価テーマに対する技術提案

テーマ 2 : 防災指針の作成に関して、重要視する事項について

注 1 : 本様式は A4 判片面 1 枚以内で、曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。曖昧な表現の場合は評価しない

注 2 : 文字サイズは、10 ポイント以上とすること

注 3 : 作成にあたっては、計画改定業務全体を行うものとして記載すること

業務実施体制

分担業務の内容	備 考	割 合

注 1：1 社単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない。ただし、他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄に再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載し、割合欄に業務全体に占める再委託割合を記載すること。また、業務の主たる部分を再委託してはならない。

令和 年 月 日

宇 部 市 長 様

[提出者] 住 所

会 社 名

代表者職名 氏名

参加辞退届

宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託に係る公募型プロポーザルに対し参加を申し込みましたが、次の理由により辞退いたします。

辞退理由